

整理番号 0006

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 ⑩:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>5年 6月 6日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>4 5 6 0 0</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	--

<p>使 途</p>	<p>駐車場代 (R5.6月分)</p> <p style="text-align: right;">$77000 \times 0.8 = 5600$</p>
------------	---

<p>領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<p>別紙明細</p>	
<p>_____ [振込手数料]</p>	
<p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。</p> <p>(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号 0006 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

13:01 100% 65%

< 明細詳細

取引日 2023/06/06

取引内容 三菱UFJ銀行 支店 (依頼人
名：モリ イクマ 振
込予定日：2023年06
月06日 管理番号：

取引金額 7,000円

取引後残高

ワリカン計算する

駐車場貸借契約書

(自動車保管場所)

所在地	運田市東6丁目5番地	第	号
車種及びナンバー			
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也		

- 貸主(甲)と借主(乙)の間、記条項を双方承諾の上、
 第1条 賃借契約は、**2015年6月6日**より、**2016年6月6日**まで、**5年6月6日**より、**6月6日**迄1ヶ月とする。貸し期間満了の場合、必要であれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。
 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

令和5年6月6日

貸主(甲) 住氏 所名 印

借主(乙) 住氏 所名 印

森伊久磨
048-708-207

整理番号 0028 - 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---------------------------------------	---

支出年月日	05 年 06 月 06 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">706</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">20</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		706	20
百万	千	円							
	706	20							
使途	<p>事務所更新料 更新事務手数料 (自民党秘書本部2名同事務所内付 FR半)</p> <p>176,550円 ÷ 2 × 8/10 = 70,620円 政務活動に使用りの割合が 8/10 以上であるため</p>								

領収書等貼

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	[REDACTED]	****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
50641	05-06-06	09:02	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥176,550	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証 (印)	
万円	千円	円	

※領収:
※領収:
(別紙)

用すること。

お振込明細またはご案内

お受取人 埼玉りそな銀行
松原支店
普通 3880484
か) ^ ストハウツ"ソク"様

アサイアキラ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 048-962-5777
取扱番号 060001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

28-2

〒343-0813

2023/4/1

埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24

森田ビル 201

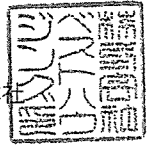
浅井 明

様

〒340-0016

埼玉県草加市中央2-1-5

株式会社ベストハウジング 本社



ご請求書

現在ご利用いただいている事業用建物賃貸借契約が 2023年6月30日 で期間満了となります。

下記内容にて更新手続きを行いたいと存じますので、ご案内申し上げます。

更新料(税込)

¥176,550

※2023年5月31日支払期限

※振込手数料はご負担願います。

内訳				
	号室	項目	料金	消費税
森田ビル	201	更新料	107,000	10,700
〃	〃	更新事務手	53,500	5,350
				0
				0
			税込合計	176,550

〈振込口座〉

埼玉りそな銀行 松原支店 普通 3880484 カ) ベストハウジング

【更新手続時注意事項】

※契約書へのご捺印は認印にてお願いいたします。(シャチハタ不可)

※契約書到着後、連帯保証人様にも実印にてご捺印いただき、ご返送ください。

なお、連帯保証人様を変更される場合は本社までご連絡ください。

※入金確認後、またはご契約満了2か月前に更新契約書をお送りいたします。

※解約ご希望の際は、解約予定日の3か月前までにお申し入れくださいますようお願い致します。

解約予定日が契約満了日3か月を過ぎますと、更新料をお支払いいただく場合がございます。予めご了承ください。

※また、更新に伴う室内の補修は行いませんので、あらかじめご了承ください。

新契約内容は裏面へ→

整理番号 3 9

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	 5 年 6 月 1 2 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3396</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		6	3396
百万	千	円							
	6	3396							

使 途	<p>事務所家賃(7月分)</p> <p><送金料を含む></p>	<p>$70.440 \times 0.9 = 63.396$</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	---	---

領収書等貼付欄 $70.000 + 440 = 70.440$

③事務所家賃(7月分)

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
05-06-12	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N054	*70,000	
	残高	
送金料金 *440円		
振込予定日 05-06-12		
タケウチ マサフミ		


ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆうちょ銀行 —

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※接分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。


第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額70,000円とする。甲は、借用月の前月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。ただし、令和5年4月分については、同月末日までに支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和5年4月1日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

（乙）

整理番号			10
------	--	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	05年06月15日	支出額	百万 千 円 23400
-------	-----------	-----	-----------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	シリスタ-錠交換等 $26000 \times 29 = 23400$
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

③ 事務所錠交換作業と合錠代金として

領 収 証

林かおる事務所

様 No. 05100

金額	26000			
----	-------	--	--	--

内 訳	但
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	
消費税額等(%)	

5年6月15日 上記正に領収いたしました

収入印紙

さいたま市浦和区高砂4丁目3番19号

株式会社 **フキ 浦和**

ヨイロック
TEL 048(862) 4169(代)
FAX (862) 4291

登録番号



SVL-R1

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

51 - 1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	05年06月22日				
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4000</td> </tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)	百万	千	6	4000
百万	千				
6	4000				
使途	7月分事務所賃借料				
支出先	XXXXXXXXXX				

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田貸事務所 1階 NO3号室
所在地（住居表示）	鴻巣市東3丁目11番18号
構造・規模	鉄骨造、鉄骨造、鉄骨造、鉄骨造
用途	事務所（貸事務所）
契約面積	1階部分 31.77㎡
公営水道メーター（専用）、東京電力メーター（専用）、公共下水メーター（専用）、冷暖房機、駐車場スペース（2台分） 電気湯沸かし器1個	

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

開始期	令和4年7月1日	から	3	年	0	月	間
終了期	令和7年6月30日	まで					

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円（税込価格80,000円・税率 %）
共益費（管理費）	月額 0円（内消費税等 円・税率 %）
保証金（敷金）	80,000円 賃料1ヶ月分
保証金（敷金）の償却・敷引	敷金の償却、敷引はありません。
家財保険	40,000円 3年加入
礼金	0円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を 毎月27日までに支払う <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 振込先金融機関四名 口座種別 [] 口座名 [] 口座番号 [] 口座種別 [] 口座名 [] 口座番号 [] 振り込手数料負担者 借主 持参先
家財保険は借主人賠償保険付きに3年加入、保険金額は家財の対象により金額が異なります。上記の40,000円は目安としてください。以下余白	

51-2

(5) 貸主	
貸主 氏名	[]
住所	[]
電話	[]

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	
住所	[]
氏名	[]

(6) 連帯保証の極度額	
極度額	円

(7) 家賃債務保証業者	
家賃債務保証業者 商号または名称	[]
所在地	[]
家賃債務保証業者登録制度登録番号	[]
国土交通大臣 第 号	[]
電話	[]

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	
更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の ヶ月分・ <input type="checkbox"/> 円

契約更新時の更新料はないものとします。但し、契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつを支払うものとします。以下余白

特約条項

1. 本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充当させていただきます。
ハウスクリーニングにあたり業者からの見積提示後クリーニング工事に取り掛かります。
クリーニング工事費が敷金より少ない金額の場合は敷金の差額を返還し、敷金を超えるクリーニング工事費用の場合は差額の工事費を請求します。また、退去時室内外で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充当させていただきます。
2. 既存のエアコンや照明器具、造作等は居抜きでの賃貸借に付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担にて行なうものと貸主は行いません。
3. 不動産賃貸借契約条項のうち、第5条(共益費)はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人（印）名押印の上、各自の1通を保有する。

令和 4 年 7 月 12 日

貸主 (住所)	[]
(氏名)	[]

借主 (住所)	[]
(氏名)	[]
(電話番号)	[]

連帯保証人 (住所)	[]
(氏名)	[]
(電話番号)	[]
(極度額)	円

※連帯保証人が法人の場合は極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

整理番号 5 2

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	0 5 年 0 6 月 2 2 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3 5 2</td> </tr> </table>	百万	千	円			3 5 2
百万	千	円							
		3 5 2							

使 途	<p>7月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">4 4 0 × 0.8 = 3 5 2</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。MSB

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38041	05-06-22	16:52	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			使 認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お取引内容

登録番号 0011

サイタマケツキ"カイキ"イン ナカヤツキ ヲ様

電話番号 048-541-8110

取扱番号 600006

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代金として記帳した場合は、支出した方の名称を記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 67

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	 5 年 6 月 23 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4400</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			4400
百万	千	円							
		4400							

使 途	<p>馬津場代(本町事務所)</p> <p style="text-align: right;">$5,500 \times 0.8 = 4,400$</p>
-----	--

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

領 収 証

No. _____

小島信昭 様

★ 5,500-

世 15 7月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

な記載)

平成31年4月8日より 契約更新する

賃借人名札設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

賃貸人

賃借人 小島信

(メーカー・車種) 三菱 eKクロス シルバー

(ナンバー)

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [] と、賃借人 小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所在 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8

区画 賃借人名義に接置区画分（ [] 区画）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー：スズキ 車種：エブリィワゴン ナンバー： []
指定区画内には、賃借人が指定した車輦のみが駐車する。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成31年3月 / 日から平成32年3月 / 日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責務）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 3月 / 日

賃貸人：住所 []
氏名 []

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区現区画分301
氏名 小島信昭

整理番号 69

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 6 月 23 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">64352</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table>	百万	千	円		64352	
百万	千	円							
	64352								

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所賃賃料(本町事務所)</p> <p style="text-align: right;">$80,440 \times 0.8 = 64,352$</p>
-----	--

領収書等貼付欄

小島信昭

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21	05-06-23	送金	*80,000	ATM					
22	05-06-23	手数料	*440						
23									
24									

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
〔項目名〕お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)な
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38108	05-06-23	10:04
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 様

登録番号 0001

コヤマノブキ様

電話番号 048-758-1624

取扱番号 400150

印紙税申告納付済
浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

(更新)事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	高橋ビル1階貸事務所	1階	号室
所在地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12	区画番号()	
建物	(登記簿) 木造(鉄骨造)鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他() / (3)階建/全()戸		
種類	事務所	新築年月	平成11年 4月
面積	29.75 m ²		
附属施設			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年5月1日から令和7年4月30日まで(2年間)	年 月 日
目的物件の引渡し時期	

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (内消費税等)	家賃 財 保 険 料	円
敷金	継続 80,000円 (賃料 1ヶ月)		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 本		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末 日まで		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 貸主指定の口座へ振込支払いする。 <input type="checkbox"/> 持参 先 <input type="checkbox"/> 口座引落 委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名)	
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 (有) 宝来屋不動産商会
所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) 住所 (賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載)

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人 氏名 小島 信昭 住所
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社 家賃債務保証会社名 証社たる事務所の所在地

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会

甲・貸主	氏名 高橋 忠司 TEL 048-756-2747 住所 〒339-0057 さいたま市岩槻区 5-12
乙・借主	氏名 埼玉県議会 民主党議員 小島 信昭 住所 〒339 さいたま市岩槻区 3-12
連帯保証人	氏名 小島 信昭 住所 〒339-0078 さいたま市岩槻区 掛 301

宅地建物取引業者	A	B
	主たる事務所所在地・TEL さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538 (有)宝来屋不動産商会 関根 正之	主たる事務所所在地・TEL 大臣()第 号 知取 平成 年 月 日
宅地建物取引士	免許証番号 埼玉県知事 (13) 第 5313 号	免許証番号 () 第 号
	免許年月日 平成 29 年 8 月 23 日	氏名 () 第 号
宅地建物取引士	登録番号 (有)宝来屋不動産商会	登録番号 () 第 号
	業務に従事する事務所所在地 さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	業務に従事する事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
- 3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

- 2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
- 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければ

駐車場賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地（以下本件土地という。）について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式	駐車場賃貸借			
土地の表示	所 在	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地 目	雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3		
賃料等	賃料	月額 1区画につき 6,000円		
	保証金			

第 1 条 甲は、標記記載の土地（以下本件土地という）を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

〔甲の支払い条件〕

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故（対人、対物を問わない）に基づく責任の一切を負担する。

第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。

2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。

第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。

1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。

2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。

第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。

第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。

第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

整理番号 45

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
----------------------------------	--

支出年月日	5 年 6 月 26 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">49</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">500</td> </tr> </table>	百万	千	円		49	500
百万	千	円							
	49	500							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">政務活動費精算資料(7月分)</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため</p> <p style="font-size: 1.2em;">(按分した場合の積算方法) $55,000 \times 0.9 = 49,500$</p>		
-----	--	--	--

領収書等貼付欄	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p>埼玉県議会議員 千葉 達也</p>
---------	---

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号			
0017			*****		
取扱店	お取引日	時刻			
56703	05-06-26	19:21			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥55,000	¥0			
お取引後の残高(円)		おつり			

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印 認 証			
お振込明細またはご案内		電信			
登録番号 0002					
子ハ タツヤ様					
電話番号		紙税申告納			
取扱番号 260001		付につき浦和			
		税務署承認済			

55,000

0 [振込手数料]

55,000

別紙を使用すること。

※領収書等には、① 氏名、② 住所、③ 電話番号、④ 発行日、⑤ 宛名が記載され、⑥ 印紙税を納付していることが分かるような記載、⑦ 発行すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) XXXXXXXXXX 名義

上記物件を賃貸人(甲) XXXXXXXXXX と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第三者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第三者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの際の履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに下記の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

賃貸人(甲) 住所



氏名



賃借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遠也



整理番号			4	9
------	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>5</td><td>年</td> <td></td><td>6</td><td>月</td> <td></td><td>2</td><td>6</td><td>日</td> </tr> </table>		5	年		6	月		2	6	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td><td></td><td>千</td><td></td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>2</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>	百万		千		円			2	7	0	0	0
	5	年		6	月		2	6	日																
百万		千		円																					
		2	7	0	0	0																			

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	家賃(7月分) $30,000 \times 0.90 = 27,000.0$
-----	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

- ③ 家賃(7月分)
- ⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56509	05-06-26	11:50
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥30,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		↓ 認証
		円 千円 円

※ 領収書は、重ねて貼付し
※ 領収書を貼るスペースか
(別紙にも整理番号(枝)

お振込明細またはご案内 電信

登録番号 0001

カキマ タカツ様

電話番号 []

取扱番号 260001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただ」
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

記載)

事業用賃貸借契約書(事務所) <更新>②

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号(東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
面 積	約117㎡(登記面積 ㎡)			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 6月24日 から 令和7年 6月23日まで (2 年間)		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">目的物件の引渡し時期</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">令和1年6月24日</td> </tr> </table>	目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
札 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	※振込手数料は借主負担となります			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号			5	0
------	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>5</td><td>年</td><td></td><td>6</td><td>月</td><td></td><td>2</td><td>6</td><td>日</td> </tr> </table>		5	年		6	月		2	6	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td><td>千</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>9000</td> </tr> </table>	百万	千	円			9000
	5	年		6	月		2	6	日										
百万	千	円																	
		9000																	

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	駐車場代(7月分) $10,000 \times 0.90 = 9,000.0$
----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

駐車場代(7月分)
⑤埼玉県議会自由民主党議員団

※ 領収書は、重ねて貼付しない
 ※ 領収書を貼るスペースが不足
 (別紙にも整理番号(枝番)を)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56509	05-06-26	11:51	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥10,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			(印) 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円
円	千円	千円	円
お振込明細またはご案内			
お受取人	様		
ご依頼人	登録番号 0002		
	カキヌマ タカシ様		
	電話番号		印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
	取扱番号	260001	

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、C」
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍2丁目144番1144番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

頭書 (4) 賃料

10,000円/2台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[REDACTED]
[REDACTED]
貸主 署名 [REDACTED]

借主 署名

柿沼貴志

整理番号			5	1
------	--	--	---	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>年</td> <td></td> <td>6</td> <td>月</td> <td></td> <td>2</td> <td>6</td> <td>日</td> </tr> </table>		5	年		6	月		2	6	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	百万									円				4	5	0	0			
	5	年		6	月		2	6	日																								
百万									円																								
			4	5	0	0																											

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代(7月分) $5,000 \times 0.90 = 4,500.0$
-----	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

- ③ 駐車場代(7月分)
- ⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56509	05-06-26	11:52	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	
¥			
お取引現金内訳		認	証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	千円	千円	円

※領収書は、重ねて貼付しない
※領収書を貼るスペースが足りない場合は、(別紙にも整理番号(枝番)を)

お振込明細またはご案内	電信
お受取人	様
登録番号	0003
カキヤマ	タカリ様

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○」)
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

電話番号		印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
取扱番号	260001	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐車場使用契約書

51

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。) と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。) は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2		
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所	[REDACTED]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用		登録番号	

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台		
敷金	金		円
支払期限: 契約時一括支払い			
支払方法	1. 口座振替	振込先金融機関名 [REDACTED]	
	2. 振込	預金: [REDACTED] 口座番号: [REDACTED]	振込手数料負担者: 借主
	3. 持参	持参先: [REDACTED]	

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

管理業者	商号又は名称	[REDACTED]
	所在地・TEL	[REDACTED]
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 () 第 () 号	
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号: [REDACTED] ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士; 登録番号 [REDACTED]) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒 -

(契約
第1条
物件
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

(賃料
第3条
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名	TEL 048-555-6083
	住所	埼玉県行田市栄町16-44
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

(敷金
第4条
2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

(禁止
第5条
てはな
2 乙は
3 乙は

宅地建物 取引業者	商号(名称)	代表者
	事務所所在地・TEL	
	免許証番号	
宅地建物取引 主任者	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所	

一 駐
二 駐

(乙の
第6条

(契約
第7条
場合に
2 前項
において
3 乙は
4 本物
損害が

※印は実印

整理番号 70

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 6 月 26 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">754</td> </tr> </table>	百万	千	円			754
百万	千	円							
		754							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large; font-family: cursive;">ダスキンレンタル代</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">1507 × 1/2 = 754</p>
-----	---

<p>領収書等貼付欄</p> <p>発行日 2023年6月26日</p>	<p>政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする</p>
---	--

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 XXXXXXXXXX 0500 4875 8162 4304
 小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
兼 領収書

株式会社ダスキンサーヴ北関東
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2023年 6月 26日 次回訪問日 2023年 7月 24日 取引 現金 No.100327319900

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	693	1	1	693		
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	814	1	1	814		

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,370	137	1,507	1,507

確認サイン

担当者名

XXXXXXXXXX

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 3 - /

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	 5 年 6 月 26 日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2563</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円				2	5	2563
百万	千	円										
2	5	2563										
使 途	<p>事務所賃料(7月分), 礼金, 仲介手数料, 振込手数料</p> <p style="text-align: right;">$280.626 \times 0.9 = 252.563$</p>											
領収書等貼付欄		埼玉県議会自由民主党議員団										

取引内容 Transaction	カード振込	IC
取引金額 Amount		¥490,000*
手数料 Handling Charge		¥220*
取引後残高 Balance		[REDACTED]
振込日 Date	2023年06月26日	
振込先・受取人 Banking	埼玉りそな銀行 白岡支店	
振込先 Branch	普通預金口座 3781010	
振込先 Account	1) 竹ノ子 功次様	
依頼人 Requester	竹ノ子 功次様	
取引日時 Date and Time	2023年06月26日 17:44	
取扱銀行番号 Banking	0006	店舗番号 0918
カード番号 Card No.	0017-	[REDACTED]
問合せ番号 Inquiry No.	1107355-551603	
ATM/FinCode	0000	

取扱番号 260033

(内訳)

① 家賃7月分 93500

② 礼金 93500

[REDACTED]

③ 仲介手数料 93500

490,000

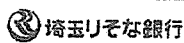
④ 振込手数料 220 (126)

①+②+③+④ = 280.626

$\frac{0 + ② + ③}{490,000} \times 220 \text{円} = 125.938$

貼付
ペー
ス
号

(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
印記載がない場合は、余白に補記すること。)



○暗証番号は他人に絶対に教えないでください。
電話等でカードの暗証番号をおたずねすることはありません。
○本振込みに関係するお問い合わせは、口座お取引店へお願いします。

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	シオン店舗1階 102号室		
所在地(住居表示)	埼玉県白岡市新白岡4丁目8番地4		
構造・規模	軽量鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	38 m ²	

(2) 使用目的

政務活動

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	3 年 0 月間	
終期	2026 年 6 月 30 日 まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃料	月額	93,500 円	(内消費税等	8,500 円	・ 税率	10 %)
共益費(管理費)	月額	円	(内消費税等	円	・ 税率	%)
保証金(敷金)		187,000 円	賃料の	ヶ月相当額		
保証金(敷金)の償却・敷引						
テナント総合保険		22,500 円	仲介手数料		93,500 円	
礼金		93,500 円				
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 28 日までに支払う				
		<input type="checkbox"/> 振込 <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替				
	振込先金融機関名・支店名				口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ			
	振込手数料負担者	借主	持参先			

(5) 貸主

貸主	氏名			電話	
	住所				

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,366,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- 消費税率が改正された場合、課税対象項目に付加される消費税は借主に通知することなく変更するものとする。
 - 本契約において、田中三郎を連帯保証人とする。
 - 更新時、借主は更新料として新賃料の1ヶ月分を貸主に支払うこととする。
 - 口座振替開始までの間、または振替されなかった場合には、当社指定口座へ振込みにて支払うものとする。
 - 口座振替または振込による手数料は、乙の負担とする。なお、振替されなかった場合でも振替手数料は乙の負担とする。
 - 本契約並びに契約更新の際にも、住宅総合保険(借家人賠償責任保険)へ加入することとします(借主負担)。
 - 既存の流し台は残置物の為、故障した場合の撤去・処分費用は貸主が負担し、修理及び新規取付費用は借主が負担することとする。
 - 退去時のハウスクリーニング費用及び原状回復費用は、借主の負担とする。
 - 退去時は床、天井、クロスの張り替えを借主の負担にて行うものとする。
- 以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

2023 年 7 月 / 日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] (印) 電話番号 [Redacted]

借主 住所 [Redacted]

氏名 渡辺 聡一郎 (印) 電話番号 [Redacted]

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] (印) 電話番号 [Redacted]

極度額 3,366,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input checked="" type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	埼玉県知事(12)第 8776 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県白岡市小久喜1195	事務所所在地	
商号	有限会社 田口住宅	商号	
代表者等	吉岡 由隆	代表者等	
登録番号	[Redacted]	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[Redacted]	宅地建物取引士	

整理番号			34
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	---

支出年月日	5年 6月 27日	支出額	百万 千 円 61200
-------	-----------	-----	-----------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	事務所・駐車場・賃借料 令和5年7月分	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $68.000 \times 0.9 = 61.200$
----	------------------------	---

領収書等貼付欄 逢澤圭一郎	埼玉県議会自由民主党議員団 ※ $79.100 - 10.000 - 1.100 = 68.000$ 10000 (自己負担分: 保証委託料) 1.100 (自己負担分: タイレハウジー)
------------------	---

05-06-27 .家賃	*79,100	家賃等
[Redacted]		

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

支出元 5.6.27 カ) タイレハウジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書 (住宅)

賃貸人 [REDACTED] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約 (2019年6月1日 を始期とする住宅賃貸借契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

名称 加藤コーポラス

部屋番号 0101

第1条 (契約期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の契約期間は、2023年6月1日 から、2025年5月31日 までの2年0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	59,000 円 (更新後の家賃の 1 ヶ月分)	更新事務手数料	0 円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-------------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費			月額合計
月払金	59,000 円	3,500 円	円	円	0 円
					62,500 円

第3条 (敷金・保証金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000 円	0 円	0 円	59,000 円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

上記を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023 年 5 月 2 日

賃貸人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

賃貸人 住所 _____
氏名 _____

賃借人 住所 [REDACTED]
氏名 逢澤 圭一郎

自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]

自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]

勤務先名称 [REDACTED] 勤務先電話番号 [REDACTED]

入居者の表示 (更新時現在)	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	連絡先電話番号
	逢澤 圭一郎	本人	1975年9月16日	男	埼玉県議会	048-824-2111

更新契約書（駐車場）

賃貸人 [REDACTED] と、賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（2019年6月1日 を始期とする自動車駐車場一時使用契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<本件駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5
 名称 加藤コーポラス 本件駐車区画 [REDACTED]

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、2023年6月1日 から、2025年5月31日 までの 2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	5,000 円(更新後の駐車場使用料の税抜金額の 1 ヶ月分、消費税等別途)
更新事務手数料	0 円(消費税等別途)

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

駐車場使用料	5,000 円(消費税等別途)
--------	-----------------

第3条（敷金）敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

敷金	①原契約終了時の残存金額	②更新時の返還金額	③更新時の追加交付金額	④更新時の合計預り金額
	5,000 円	0 円	0 円	5,000 円

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

2. 賃借人は、本件更新契約に係る諸費用につき別途に消費税(地方消費税含み本書において「消費税等」といいます)が加算されること、及び将来法改正により税率が改定された場合には当該改定後の税率が適用されることを承諾しました。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023 年 5 月 12 日

賃貸人 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]

賃貸人 住所 _____
 氏名 _____ (印)

賃借人 住所 [REDACTED]
 氏名 逢澤 圭一郎
 自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
 勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]
 自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
 勤務先名称 _____ 勤務先電話番号 _____

<本件自動車>

車種	軽自動車・小型自動車・普通自動車	登録番号	[REDACTED]		
メーカー名	<u>ホンダ</u>	車名	<u>ステップワゴン</u>	色	<u>白</u>

<賃借住宅>

名称	<u>加藤コーポラス</u>	部屋番号	<u>101</u>
----	----------------	------	------------

株式会社オリコフォレントインシュア

株式会社タイセイ・ハウジング
 埼玉県川口市栄町3-8

川口営業所
 048-498-6161

整理番号 29-1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 6 月 27 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">9680</td> </tr> </table>	百万	千	円			9680
百万	千	円							
		9680							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 事務所馬主車場代(7月分)

$12,000A \times \frac{8}{10} = 9,680A$

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

※領収
※領収
(別紙)

取引銀行	取引店	口座番号			
0017			*****		
取扱店	お取引日	時刻			
50641	05-06-27	09:09			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥12,100	¥110			
お取引後の残高(円)		おつり			

お取引現金内訳		↓ C 認証			
(1万円)	(5千円)	(1千円)			
円	千円	千円			
お振込明細またはご案内		電信			
お受取人					
埼玉りそな銀行					
南越谷支店					
普通 1442614					
アソカエステート(カ様)					
アサイアキラ セイムカット ウツムシヨ様					
電話番号 048-962-5777		印紙税申告納付済 浦和 税務署承認済			
取扱番号 270002					

用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③支払されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地： 越谷市越ヶ谷一丁目4621番3, 4, 5

名称： 文化エステート越ヶ谷駐車場 内第 [] 号

車種プレートナンバー スバル サンバー (色 グレー)

賃料： 壹ヶ月金12,100円也 (内消費税1,100円)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は 令和 3年 5月 1日より令和 4年 3月12日迄とする。但し、甲乙の双方どちらからの申し出がない限り、本契約は以後1年毎の自動更新するものとする。
- 第2条 賃料は毎月末日までに、乙は甲方に翌月分を持参、又は指定金融機関に支払うこと（振込手数料は乙の負担とする）。万一壹ヶ月なりとも滞納せる際は権利金敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告を要せずして、本契約を解除し乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等（無断駐車含む）による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。

(1)前項の確約に反する事実が判明したとき。

(2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

(3)乙が次の行為を行ったとき。

①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。

②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円(内消費税500円)申し受けます。

・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。

・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。

・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人

口座名義人

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主(甲) 住所 越谷市南越谷4丁目5番地2
文化エステート株式会社
氏名 代表取締役 中山 寧子
電話 048-985-6134

借主(乙) 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号
氏名 茂井 明
電話 048-962-5227

整理番号

政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合 (例：電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1：調査研究費 2：グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費</p> <p>9：資料購入・作成費 10：交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="6"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="28"/> 日
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> <input type="text" value=""/><input type="text" value=""/><input type="text" value="9900"/> </div> 円 <p style="font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $11000 \times 0.9 = 9900$)</p>
<p>使 途</p>	<p>事務所ガードシステム費</p>
<p>支 出 先</p>	<p>総合警備保序株式会社 埼玉西支社</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

請求書番号：202305090005824 1 / 1
 請求書作成年月日 2023年 05月 09日
 〒359-0037 埼玉県所沢市くすのぎ台1丁目 第二ビル7階
 株式会社 総合警備保障株式会社
 埼玉西支社



ご案内

小川 ただし事務所 小川 直志 御中

毎度ありがとうございます。つきましてはご指定口座以下の通りご請求申し上げますので、振替期日までに口座残高のご確認をお願い申し上げます。

お振替日 2023年 06月 28日

前回ご請求額		ご入金額		今回ご請求額		ご請求額合計	
*****		*****		*****		*****	
件名・品名/備考	数量	単価	金額(税抜)	消費税等	合計(税込)		
2023/07月度A L S O Kガードシステム料金 001 小川 ただし事務所			10,000	10%			
(消費税 10% 計)			10,000	1,000	11,000		
お支払方法(ご指定の口座よりお振替させていただきます。)			10,000	1,000	11,000		
今回ご請求金額			10,000	1,000	11,000		

整理番号 12

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 6 月 28 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4000</td> </tr> </table>	百万	千	円		5	4000
百万	千	円							
	5	4000							
使 途	<p style="text-align: right;">60,000 × 0.9 = 54,000.0</p> <p>来客用等駐車場賃借料(7.8.9月分) 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>								

領収書等貼付欄 ③ 2023年 7月8月9月分

領 収 証

あらい一徳事務所様 5年6月28日

★ ¥ 60000-

但 駐車場代
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)
内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

横山果樹園
横山 珠

登録番号 _____ GR1021

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号


政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text"/> 5 年 <input type="text"/> 6 月 <input type="text"/> 28 日 ほか
支出額	百万 千 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 140,000 円×3ヶ月×80% = 336,000 円)
使 途	事務所賃料 (7・8・9 月分)
支 出 先	荻プランニング

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団  印

貸店舗賃貸借契約書

貸主



(以下甲という)と

借主 立石泰広

(以下乙という)と 連帯保証人



(以下丙という)とは、下記条項に

基づき店舗賃貸借契約を締結した。

第1条 【物件の表示】

甲はその所有する下記建物（以下本件建物という）の1部である下記表示部分を（以下賃貸借物件という）を乙に賃貸することを約し乙はこれを承諾した。

所在地	埼玉県川口市西川口6丁目4番13号
名称	第一ドリームハイツ
構造	鉄骨造・3階建 陸屋根
賃貸面積	総面積938.19㎡の内1階 101号 店舗面積 約50.48㎡(15.27坪)

第2条 【使用目的】

賃貸人は、賃貸借物件を（事務所）の目的にのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。

第3条 【賃貸借期間】

賃貸借期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日迄の満3ヶ年間とする。

第4条 【賃貸借期間中の解約】

賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、賃貸人は6ヶ月前、賃借人は3ヶ月前迄に相手方に対し書面によりその予告をしなければならない。但し、賃借人は、予告を変えて、3ヶ月分の賃借料相当額を支払い、即時解約することができる。

第5条 【賃料、共益費、及び賃料、共益費の改定】

賃貸借の賃料は、月額金140,000円也（-----）、共益費は、月額金-----円（消費税含む）とし賃借人は毎月末日までに翌月分を、賃貸人若しくはその指定人に支払うか、或いはその指定口座に振り込むものとする。その場合、振込手数料は賃借人が負担するものとする。但し、1ヶ月に満たない賃料は、その月の日数によって日割り計算とする。

- 前項の賃料は、物価の変動、土地、建物に対する公租公課、その他経費の増加、近隣土地建物賃料の変動、その他経済事情の変動に基づく事情により、当該賃料が不相当と認められるに至ったときは、賃貸人及び賃借人の協議の上、これを改定することができる。

第6条 【付加使用料】

賃借人の賃貸借物件使用に関連して生ずる賃貸借物件内の冷暖房費、及び電気、ガス、水道料などの費用（付加使用料）は、一切賃借人の負担とする。

第7条 【禁止事項】

賃借人は次の行為をしてはならない。

1. 賃借権の譲渡（担保提供その他これに準ずる場合を含む）及び賃借物件の転貸（共同使用その他これに準ずる場合を含む）
2. 賃借物件の用途変更
3. 名義の如何を問わず事実上第三者の使用に供する事。
4. 爆発物、発火の恐れのある物等の危険物、不潔、悪臭、その他、他人の迷惑となる物品の持ち込み。

第8条 【原状変更】

賃借人が、賃借物件に造作、設備の新設、除去、変更、その他原状を変更しようとするときは、賃貸人に対し、予めその設計図を呈示して、承諾書を得なければ着手できないものとし、それに要する費用は一切賃借人の負担とする。

第9条 【賃借人の代表者及び業種変更】

賃借人は、その代表者（取締役、支店長、その他名称の如何を問わず賃貸借物件の使用責任者）に変更があったときや、営業種目業態を変更しようとするときは、速やかにその旨を賃貸人に通知して、その承諾書を得なければならない。

第10条 【損害賠償】

賃借人又はその代理人、使用人、工事請負人、その他関係者の故意又は過失によって、賃貸人又は他の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合は、賃借人が一切の賠償をしなければならない。

第11条 【免責事項】

地震、火災、水害等の災害、盗難その他賃貸人の責に帰することのできない事由によって賃借人が蒙った損害に対しては、賃貸人は一切その責を負わないものとする。

第12条 【建物の管理】

賃貸人又はその使用人は、建物保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め賃借人に通知した上で、賃貸借物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずる事ができる。但し、非常の場合など、賃貸人が予めこの旨を賃借人に通知できないときは、事後速やかに賃借人に報告するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は賃貸人の措置に対し協力しなければならない。

第13条 【借主の管理義務】

乙は本物件の善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

第14条 【敷金】

本契約に基づく債務の履行を担保するため、賃借人は敷金として金230,000円也を本契約と同時に賃貸人に預け入れるものとする。但し、賃貸人はこれに対し利息を付さない。

2. 賃借人は賃貸借期間中は、敷金を以て賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することができない。
3. 敷金は本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を完全に明け渡し、且つ賃貸人に対する一切の債務を賃借人が完済した3ヶ月後、若しくは賃貸人が新たに賃貸して、保証金、又は敷金等の預託を受けたときの何れか早い時点に、賃借人に対して返還するものとする。
4. 賃借人は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第15条 【賃貸借契約の消滅】

天災地変その他不可抗力により、建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、賃貸借物件の使用が不可能になった場合は、本契約は当然終了するものとする。

2. 前項の場合、賃貸人は未返還の敷金を賃借人に返還する。

第16条 【貸主の解除権】

賃借人が次の場合の何れか1つに該当するときは賃貸人は何らの催告無しに、本契約を解除する事ができるものとし、この場合賃貸人が損害を蒙ったときは、賃借人に対してその損害の賠償を請求する事ができる。

1. 賃料その他債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸借物件を無断で第2条の目的以外に使用したとき。
3. 第7条の規定に違反したとき。
4. 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
5. 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の1つに違反したとき。
6. 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更正、解散若しくは死亡、禁治産の宣告などがあつたとき。
7. 著しく信用を失墜する事実があつたとき。
8. 賃借人又はその使用人の故意又は過失により、賃貸借物件を著しく棄損し、又は賃貸借物件内で火災を発生せしめたとき。

第17条 【看板その他】

本物件建物外部に取り付ける看板、並びに1階入口共用付近の造作、置き看板などは、建物の品位を保ち、且つ全賃借人の公平を図るため、賃貸人の指定する場所以外は掲示することができない。又指定の場所といえども、その工事に要する費用は賃借人の負担とする。

第18条 【設備などの負担】

賃借人の営業種目、業態により、消防法並びに、その他の法の定めにより生ずる設備などは、全て賃借人の負担とする。

第19条 【造作買取請求権等】

賃借人は、賃貸借物件の明け渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金など、一切の請求はもちろん、賃貸借物件に自己の費用を以て施設した諸造作、設備などの買い取りを賃貸人に請求することができない。

第20条 【原状回復義務等】

本契約終了と同時に賃借人は賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備及び賃借人所有の物件を自己の費用を以て収去し、原状に復してこれを賃貸人に明渡すものとする。この場合において、賃借人が速やかに原状回復の処置を執らなかつたときは、賃貸人は賃借人の費用負担において原状回復の処置を執ることができるものとし、賃借人はこれに対し、一切異議を申し立てないものとする。但し、原状回復の程度に就いては賃貸人が決定できるものとし、内装部分が残った場合も、賃借人は賃貸人に対し、一切の買い取り請求はできないものとする。

2. 本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を明渡した後に、賃貸借物件内に残置した賃借人の所有物があるときは、賃貸人は任意にこれを処分することができる。
3. 本契約終了と同時に、賃借人が賃貸借物件を明渡さないときは、賃貸人は本契約終了の翌日から明渡し完了に至る迄の賃料、及び付加使用料相当額の損害金を支払うはもちろん、そのため賃貸人が特別の損害を蒙ったときは、その損害をも賠償しなければならない。

第21条 【契約の更新】

本契約の更新は、本契約期間満了の6ヶ月前（賃貸人）、3ヶ月前（賃借人）迄に双方から解約の申し出が無い限り、賃貸人及び賃借人協議の上、期間満了の1ヶ月前までに契約更新を完了させるものとする。その際、賃料及び共益費の改定は賃貸人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

第22条 【協議事項】

本契約に定めのない事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、賃貸人及び賃借人は誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

第23条 【連帯保証人】

連帯保証人は本契約に基づき、賃借人の負担する一切の債務履行に関し、賃借人と連帯してその責に任ずるものとする。但し、連帯保証人がその責に任ぜざるに至ったときは、賃貸人は賃借人に対して連帯保証人に変更、又は追加を求めることができる。

第24条 【付保険】

賃貸人及び賃借人は、火災等の災害に備え、各自所有物件についてその負担において損害保険に加入するものとする。

第25条 【合意管轄】

本契約に関する紛争については、浦和地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第26条 【強制執行】

乙は本契約上の金銭債務の履行を成さないときは、強制執行に付する事を認める。

第27条 【修繕及び費用負担】

本契約に関する修繕及び経費については次により各自負担とする。

(甲の負担するもの)

1. 賃貸借物件内を含む本件建物の主要構造部分の維持管理の為の修繕費用。
2. 本件土地建物に対する公租公課
3. 本件建物に関する火災保険料

(乙の負担するもの)

1. 賃貸借物件内に乙が設置した設備機器の修繕及び主要構造部分以外の修繕費用
2. 乙が設置した設備機器、什器備品などの保険料
3. 賃貸借物件内の空調、電気工事及び内外装工事、看板工事一式の費用

第28条 【遅延損害金】

乙は本契約上、第5条の家賃、共益費等を支払期日までに全部、又は一部を支払わなかった時は、延滞した家賃等の額に対し支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年(365日当たり)14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。

第29条 【特約条項】

1. 本物件建物外壁に看板等を取り付ける場合、甲の承諾を得る事とし、乙はその他の賃借人に迷惑をかける事のない取り付けをする事。
2. ダクト関係の排気は甲の承諾を得た場所に設置する事。
3. 賃料の振込先

名義人

4. 更新契約の際に、乙は更新料として新家賃の1.5ヶ月分を甲に支払う事とする。
5. 当マンション敷地内にて駐車場使用料を賃料に含むものとする。

上記各条項承諾の上、確実に履行する事を誓約し、各自署名捺印して、店舗賃貸借契約証書とする。後日のために、本証書を2通作成し、双方1通ずつ所有するものとする。

令和5年 3月2日

(甲) 賃貸人

住所

氏名

(乙) 借借人

住所

氏名

立石泰広

TEL

(丙) 連帯保証人

住所

氏名

TEL

仲介業者

埼玉県知事 (13) 第6079号

埼玉県川口市西川口1丁目6番

株式会社 大槻工務店

代表取締役 大槻和彦

TEL 048-256-7377

宅地建物取引士

登録番号

整理番号 29

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 6 月 29 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">百万</td> <td style="width: 20%;">千</td> <td style="width: 20%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">585</td> </tr> </table>	百万	千	円			585
百万	千	円							
		585							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	事務所駐在所 植木切枝 でのみ処理	650×0.9 = 585
----	-------------------	---------------

計量票 兼 領収書

計量票 兼 領収書

日時	令和05年 6月29日 15時37分		
受付施設	焼却施設	受付番号	173
カードNo.	6303	領収番号	5428
施設区分	焼却施設		
車両区分	自己搬入(家庭系)		
ごみ種	植木切枝		
総質量	1,030kg		
空車質量	950kg		
質量	80kg		
単価	50円/10kg		
料金	400円		

日時	令和05年 6月29日 14時24分		
受付施設	焼却施設	受付番号	148
カードNo.	6304	領収番号	5411
施設区分	焼却施設		
車両区分	自己搬入(家庭系)		
ごみ種	植木切枝		
総質量	1,010kg		
空車質量	960kg		
質量	50kg		
単価	50円/10kg		
料金	250円		

埼玉県自由民主党
議員団

数料)

と。

分かるような記載)。



23

整理番号			25
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="width: 20px;">5</td><td style="width: 20px;">年</td></tr> <tr><td style="width: 20px;">6</td><td style="width: 20px;">月</td></tr> <tr><td style="width: 20px;">30</td><td style="width: 20px;">日</td></tr> </table>	5	年	6	月	30	日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td colspan="3">百万</td><td colspan="3">千</td><td colspan="3">円</td></tr> <tr><td>4</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td colspan="3"></td></tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万			千			円			4	5	0	0	0	0			
5	年																										
6	月																										
30	日																										
百万			千			円																					
4	5	0	0	0	0																						

使 途	<p>事務所家賃(7月分)</p> <p>政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため $50000 \times 0.9 = 45000$</p>
-----	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
----------------	---------------

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
58404	05-06-30	16:00	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥50,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			(破) C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	

お振込明細またはご案内

お受取人

XXXXXXXXXX

様

登録番号 0003

アサミケソウ セイムカット ウツムシヨ様

ご依頼人

電話番号 XXXXXXXX

取扱番号 300001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書は
※領収書を
(別紙にも

入手数料)
ること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、「〇〇代として」となり又山こいたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃貸借契約書

賃貸人 (以下、「甲」という。)と賃借人 阿左美 健司(以下、「乙」という。)とは、以下の通り、甲が所有する後記表示の建物 (以下「本件建物」という。) について、建物賃貸借契約 (以下、「本契約」という。) を締結した。

第1条 (本契約)

甲は乙に対して、本件建物を、以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

- (1) 対象物件 後記表示の通り
- (2) 使用目的 事務所
- (3) 賃料 月額 5万円 (賃貸借期間が1か月に満たない時は当月日数に応じた日割り計算によるものとする)
- (4) 契約期間 令和3年8月1日から令和4年7月31日

第2条 (賃貸借期間)

本契約の賃貸借期間は、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間とし、期間満了の6か月前までに甲からの書面による異議がなされないときは、本契約は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

第3条 (賃料の支払い)

1 乙は翌月分の賃料を毎月31日限り、甲の指定する口座に振り込んで支払う。

なお、振り込み手数料は乙の負担とする。

2 前項の賃料が、経済状況の変動により、著しく不相当であると認められると

きは、甲・乙は誠実に協議した上、賃料を改定することができる。

第4条（賃借人の善管注意義務）

乙は、本件建物を使用するについては、善良なる管理者の注意をもってするとともに、本件建物の使用にあたって通常の維持管理に必要な一切の費用を負担する。

第5条（公共料金等）

乙は、電気及び水道料金等の水道光熱費の費用について、自らの費用で支払うものとするものとする。

第6条（免責規定）

天災、地変その他の不可抗力により、甲が債務を履行することができなくなったことによって乙が被った損害については、甲は何らの責任を負わないものとする。

第7条（途中解約）

乙は、本契約期間中であっても、転勤、療養その他のやむを得ない事情により本件建物を乙が使用することが困難になったときは、解約の申し入れをすることができる。この場合において、本契約は契約の申し入れの日から1か月を経過することによって終了する。

第8条（禁止事項）

乙は以下の行為をするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 賃貸借権を譲渡し、又は、本件建物を転貸しようとするとき
- (2) 本件建物の改造、造作等の現状を変更するとき

第9条（解除）

乙が以下のいずれかに該当したときは、甲は書面をもって催告した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が賃料の支払いを3か月以上怠ったとき

- (2) 乙が賃料の支払いを度々遅延し、甲乙の信頼関係を破壊したとき
- (3) その他、本契約の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

第10条 (当然終了)

本契約は以下のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで当然に終了する。

- (1) 本件建物が滅失したとき
- (2) 本件建物の一部が毀損し、そのために本契約を締結した目的が達せられないとき
- (3) その他、本契約を締結した目的が達せられなくなったとき

○ 第11条 (現状回復義務)

乙は、本契約が終了したときは、直ちに本建物を現状に復して、甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙が返還義務を怠った場合は、本契約終了日の翌日から明け渡し済に至るまで、1日につき、1万円の損害賠償金を支払うものとする。

第12条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、熊谷地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

○ 第13条 (協議事項)

本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

記

(建物の表示)

所 在 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬6144-10
構 造 木造平屋建

床面積 107.41㎡

以上の通り、契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自署名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月20日

甲) 住所




氏名



乙) 住所 秩父郡横瀬町大字横瀬 6180

氏名

阿左美 健司 

整理番号 56

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	5 年 6 月 30 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円	4	0	000
百万	千	円							
4	0	000							
使 途	<p>事務所家賃 7月分</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため 5,000 × 8/10 = 4,000</p>								

領収書

No. 890

領収日 2023年06月30日

関根信明 様

金額 50,000 円

23年7月政務事務所家賃(光熱費込)

上記、正に領収いたしました。



内訳

税抜金額: 50,000円

消費税額等: 0円

〒331-0829
埼玉県さいたま市北区日進町2-789
みらい日進



日本ダイレクトメディア株式会社

請求書

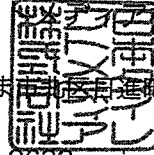
関根信明 様

日付 : 2023年06月30日

請求書番号 : 890

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

日本ダイレク株式会社
〒331-0823
埼玉県さいたま市北區長連町2-789
みらい日進
電話: 048-856-9633



小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2023年7月分 政務調査事務所家賃 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号 29

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>令和 5年 6月 30日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p style="font-size: 2em;">104796</p>
--------------	---	------------	---

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 建物賃借料(事務所7月分家賃料と駐車場代)

$116,440 \times 0.9 = 104,796$

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>キャッシュサービスご利用明細</p> <p>毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td>取引銀行</td> <td>取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>0017</td> <td>XXXXXXXXXX</td> <td>XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>お取引日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td>38051</td> <td>05-06-30</td> <td>11:20</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引金額(円)</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>¥116,000</td> <td>¥440</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引後の残高(円)</td> <td>おつり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*****</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 認 証</td> </tr> </table> <p>お振込明細またはご案内</p> <p>お受取人 XXXXXXXXXX 様</p> <p>ご依頼人 カネコユウタセイムカット"ウツ"ムツヨ様</p> <p>電話番号 XXXXXXXXXX</p> <p>取扱番号 400071</p> <p style="font-size: x-small;">*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →</p> </div>	取引銀行	取引店	口座番号	0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	取扱店	お取引日	時刻	38051	05-06-30	11:20	お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込	¥116,000	¥440	お取引後の残高(円)		おつり	*****			お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 認 証			<p style="font-size: 1.5em;">家賃 110,000円</p> <p style="font-size: 1.5em;">駐車場代 6,000円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>別紙明細</p> <p style="font-size: 1.5em; text-align: center;">440円 [振込手数料]</p> </div> <p style="font-size: small; border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ないこと。 足りない場合は、別紙を使用すること。)を付すこと。) </p>
取引銀行	取引店	口座番号																										
0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX																										
取扱店	お取引日	時刻																										
38051	05-06-30	11:20																										
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																										
振込	¥116,000	¥440																										
お取引後の残高(円)		おつり																										

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 認 証																												

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用建物賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という)と借主 金子 裕太
 以下「乙」というは、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、
 下の条件で本契約を締結し、こと保証会社 金子 肇 (以下「丙」という)とは、賃貸保証契約約款の
 おり乙の債務ついて賃貸保証委託契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	大間事務所			1-2 階	
	所在地	(登記簿) 鴻巣市大間字原798番地3 (住居表示) 埼玉県鴻巣市大間798番地3				
	種 類	事務所	家屋番号	798番3		
	構 造	軽量鉄骨造 / 2 階建				
	面 積	専有(壁芯)	73.44 m ² (約	22.21 坪)	その他使用 可能な面積	m ² (約 坪)
		バルコニー	m ² (約	坪)		
	物件の所有者	(住所)	XXXXXXXXXX			
		(氏名)	XXXXXXXXXX			
頭書(2) 賃 貸 借 条 件	使用目的	事務所				
	賃 料	月額	110,000 円(うち消費税	10,000 円)	敷 金	(賃料の ヵ月分) (金額)
	管 理 費	月額	円(うち消費税	円)		220,000 円
	共 益 費	月額	円(うち消費税	円)	礼 金	(賃料の ヵ月分) (総額)
	駐 車 料	月額	円(うち消費税	円)		0 円 (うち消費税) 0 円
	付属施設料	月額	円(うち消費税	円)	権 利 金	(総額)
	雑 費	月額	円(うち消費税	円)		(うち消費税)
	保 険 料	総額	円(うち消費税	円)	更 新 料	(総額)
	保 証 料		円			(うち消費税)
	保 証 金		円(3.3m ² 当たり)	円)	更新手数料	新賃料の 1ヵ月分 (別途消費税)
	敷金・保証金の 返還時期	本物件の明渡し後				
	保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円)		・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円)		
契約期間	令和5年06月01日 から 令和8年05月31日 迄の 3年 0ヵ月 0日間					
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名)				
	振込先	XXXXXXXXXX			振込金額合計 (振込手数料は乙の負担とする)	
	口座名義人	XXXXXXXXXX			110,000 円	
	口座引落 委託会社名					
	翌月分を毎月 水 日に乙指定の口座へ振込。					

付帯駐車場使用契約書

〔物件の表示〕

名 称	大間事務所	駐車場No	No. [REDACTED]
所在地	埼玉県鴻巣市大間798番地3		

〔駐車料等〕

駐 車 料	月額	6,000 円(うち消費税	円)
備 考			

〔契約車両および任意保険〕

車 名		保険会社名	
登録番号		証券番号	
色		満期日	

付帯駐車場につき、契約期間や支払方法等は、本契約に準ずるものとする。

- 第1条 乙は本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。ただし、甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。
- 第2条 乙は甲の定める管理規約に従い本駐車場を使用するものとする。
- 第3条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。
- 第4条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第5条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車両の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。
- 第6条 本駐車場の保全、防犯、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
- 第7条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときには、甲は催告することなく本契約を解除することができる。
- 第8条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。
- 第9条 本駐車場は現況有姿にて貸し出すものとし、貸主による修繕等は行いません。

〔賃料振込先〕



〔貸主〕



【貸主代理】
埼玉県鴻巣市栄町2番24号
株式会社エーティーホームズ
048-540-2311

〔借主〕



金子 裕太

整理番号 50

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>5年 6月 30日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>121896</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	--	------------	---

使 途

事務所賃借料

(135000 + 440) × 0.9 = 121896

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰ってください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	*****
取扱店	お取引日	時刻
39842	05-06-30	09:34
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥135,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

おイタマケツツキン

サカト

普通 8289798

フアイニステート(カ様)

登録番号 0005

おカワタダシ セイムカット ウツ ムシヨ様

ご依頼人

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 300056

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

_____ [振込手数料]

別紙を使用すること。

※領収書等には、①年、②月、③日に何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

重要事項説明書(建物賃貸借用)

令和4年2月12日

小川 直志様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通りの説明します。
この内容は重要ですから充分理解されるようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第15602号	登録番号	■■■■■■■■■■
免許年月	平成29年5月6日	建物取引士氏名	■■■■■■■■■■
主たる事務所の所在地・商号・代表者	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエース・ト株式会社 代表取締役 伊東■■■■■■■■■■	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 業務に従事する ファイブエース・ト株式会社 TEL 049-288-1101	
名称・代表者	TEL049-288-1101	取引権 媒介	消費税 課税業者

1. 物件の表示等

所在地	埼玉県坂戸市八幡1-1-2
物件名称	八幡店舗
種類	店舗併用住宅
構造	木造
間取	店舗
床面積	63.10㎡
交通	東武東上線 坂戸駅 徒歩13分
貸主氏名	住所: ■■■■■■■■■■
管理の委託先	ファイブエース・ト株式会社 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 TEL049-288-1101

2. 登記簿に記載された事項

所有人名義人氏名	住所	■
甲区 所有者にかかる権利に関する事項	乙区 所有者権以外の権利に関する事項	有
	抵当権	有

3. 設備状況等

水道	公営(メーター専用)	坂戸水道企業団	049(288)1952
電気	東京電力(メーター専用)	東京電力	0120 995441
ガス	都市ガス(メーター専用)	坂戸ガス	0120-852-025
排水	公共下水	ガス	無
台所専用	冷 暖	房	無
トイレ専用	電 話	設置	(可)
浴室	湯 無		
給 湯	有(設置物取)		※店舗内の物は全て設置物

4. 法令に基づく制限の概要(●)・有:該当する法令名を○で囲むこと

- ①新住宅市街地開発法 ②新都市基礎整備法 ③流通業務市街地の整備に関する法律 ④農地法
- ⑤当該建物が土砂災害警戒区域内か否か
- ⑥当該建物が造成宅地防災区域内か否か
- ⑦当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か

8. アスペストの調査に関して(やっていない)

9. 耐震診断について

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物(該当しない) 耐震診断の有無(無)

10. 契約の種類及び期間

種類	普通賃貸借
期間	令和4年2月12日 から 令和7年2月11日迄 (3年間)

11. 賃貸条件

賃料	月額	135,000円(税込み)※管理費込み
共益費・管理費		
支払時期・方法	毎月 末日 迄に翌月分を指定期口座へ振り込み(振込口座は契約書記載)	
礼金	賃料の2ヶ月分	270,000円
敷金	賃料の2ヶ月分	270,000円
更新に関 する事項 (有)	1. 協議の上3年毎に更新することができる 2. 更新手数料(有:新賃料の1ヶ月分+消費税) 3. 賃料改定方法(公租公課の増減・経済情勢の変動・近隣賃料との相対など)	
敷金等の精算 に関する事項 (有)	1. 滞納賃料等、損害金と相殺する 2. 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有) 3. 原状回復義務の範囲(敷料や不具合の放塵・借主の責任によって生じた汚れ・キズ・汚損・破損等)	
用途制限	事務所	
利用制限	ベトナム不可・楽器不可	
12. 損害賠償額の予定等に関する事項		

13. 契約の解除に関する事項

- ①借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に応じて貸主は借主に損害賠償を請求します
- ②借主は本契約が解除(または終了)したにもかかわらず本物件を貸主に明け渡さなかったときは、解除(または終了)した日の翌日から頭付渡しの日まで、賃料の倍額に相当する遅延損害金を支払わなければならない

14. 建物完成時の形状・構造等

- (1)借主は、貸主に對し3ヶ月前に解除を申し出るか又は3ヶ月分の賃料を支払って即時解除できます
- (2)借主は、賃料及び共益費等の支払を怠り貸主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなされないとき、借主が使用目的以外に使用するための禁止事項の行いや、貸主及び近隣に迷惑をかけ、本契約の継続が困難であると認められる場合も、貸主は本契約を解除することができます。

15. 支払金または預かり金の保全措置の概要

保全措置	無	備じない
16. 金銭貸借のあわせ		
貸主が所有する不動産の名称・所在地	(公)不動産保証協会	東京都千代田区紀尾井町3-30
借主が所有する不動産の名称・所在地	(公)不動産保証協会埼玉本部	埼玉県さいたま市西郷1-11-39
貸主が所有する不動産の名称・所在地	赤済業務保証金の供託所	東京都千代田区大手町1-3-3

18. 備考

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました、なお契約成立時には報酬額 135,000円を支払うことを承諾しました。

令和4年2月12日
住所 ■■■■■■■■■■
氏名 小川 直志

整理番号

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="6"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="0"/> 日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text" value=""/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="8"/><input type="text" value="2"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="2"/><input type="text" value="9"/><input type="text" value="6"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="8"/> <input type="text" value="2"/>	<input type="text" value="2"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="6"/>
百万	千	円							
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="8"/> <input type="text" value="2"/>	<input type="text" value="2"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="6"/>							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>扇台事務所7月分家賃として 家賃7月分80000×0.9=72000、水道代7月分1000×0.9=900 駐車場代7月分10000×0.9=9000、振込手数料440×0.9=396 政務活動に使用する割合が9/10以上である為</p>
-----	---

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	<input type="text" value=""/>	*****
取扱店	お取引日	時刻
58341	05-06-30	13:17
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥91,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 円

いいこと。
 りない場合は、別紙を使用すること。
 を付すこと。)

お取引人	お振込明細またはご案内
ご依頼人	登録番号 0001 マツモトヨツアキセイムカット"ウツ"ムソヨ様 電話番号 <input type="text" value=""/> 取扱番号 300120
	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 松本 義明 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	長谷部様扇台貸事務所 1階		
	所在地	(住居表示) 埼玉県入間市扇台二丁目1番21号		
		(登記簿) 埼玉県入間市扇台二丁目754番地22		
	構 造	木・鉄骨造/スレート葺/3階建の1階部分		
	種 類	居宅・店舗	新築年月	平成15年3月6日
	面 積	1階38.29㎡のうち36㎡		
附 属 施 設	無し			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023(令和5)年 6月 1日 から 2026(令和8)年 5月31日までの3年間	
目的物件の引渡し時期	2023(令和5)年 6月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 80,000円 (別途消費税相当額 込み 円)	管理・ 共益費	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)
家 財 保険料	必ずご加入下さい	敷 金	160,000円 (賃料2ヵ月分)
駐車場 2台分	月額 10,000円 (別途消費税相当額 込み 円)	礼 金	80,000円 (賃料1ヵ月分)
水道代	月額 1,000円		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで振込	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2023年 5月 27日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	松本 義明	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
丙・ 連帯保証人	氏名		印	TEL
	住所	別紙、連帯保証人引受承諾書に記載		
	極度額		円	

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	埼玉県入間市狭山台1-15-19 04-2934-3581	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社 狭山台	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 長谷川敏夫	代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事(8)第15603号	免許証番号	大臣知事()第 号
宅地建物取引士	氏名	[Redacted] 印	氏名	
	登録番号	[Redacted] 号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する事務所名	株式会社 狭山台商事	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	埼玉県入間市狭山台1-15-19 04-2934-3581	事務所所在地 TEL	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="6"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="0"/> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table>	百万	千	円		4	5		0	9		9	
百万	千	円													
	4	5													
	0	9													
	9														

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>宮寺事務所家賃7月分として 家賃7月分50000×0.9=45000、振込手数料110×0.9=99</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上である為</p>
-----	---

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
58341	05-06-30	13:19	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥50,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

いこと。
 りない場合は、別紙を使用すること。
 を付すこと。)

お	受	取	人	お振込明細またはご案内 登録番号 0002 マツモトヨウアキセイムカット"ウツ"ムツヨ様 電話番号 <input type="text" value=""/> 取扱番号 300003
ご	依	頼	人	印紙税申告納 付につき浦和 税務管承認済 *印紙税を貼付しない場合は*印で済みます。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

店舗賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 杉本孝義 との間に、次のとおり店舗賃貸借契約を締結します。

第一条 賃貸人はその所有する次に表示の店舗を賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

店舗の所在地 埼玉県阿部市宮崎一丁目
構造 木造 二階建のうち一階
床面積 16.5 平方メートル (駐車場三台、犬前打付含む)

第二条 賃貸借の期間は令和五年六月一日から令和九年五月三十一日までの四年間とします。

第三条 賃料は毎月金 五万 円也とし、賃借人は毎月月末日までに翌月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であつても、賃料の増額の請求をすることができずものとします。

第四条 賃貸人は敷金として金 〇 円也を賃借人から申し受けるものとします。

第五条 賃借人は本件店舗において、[redacted] 以外の営業を営んではならないものとします。ただし、賃貸人と賃借人の合意が成立した場合はこの限りではありません。

第六条 賃借人は本件店舗を使用の目的に於て、建物の模様替えをすることができません。ただし、本件建物の柱、屋根、土台、取手の主要部分に変更を加える場合は、図面を添付した変更計画書を賃貸人に提出して、あらかじめ賃貸人の書面による承諾を得なければならないものとします。

第七条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができず、

- 一、 毎月分以上賃料の支払いを怠つたとき、
- 二、 賃料の支払いをしないに遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき、
- 三、 本件店舗の一部または全部につき、書面に賃貸人の書面による承諾を受けずに、賃借物の譲渡、転賃またはこれらに準ずる行為をしたとき、
- 四、 その他本契約に違反したとき、

第八条 賃貸人は本件店舗に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。

第九条 賃借人または賃借人の承継人が本件店舗の明渡しをするときは、賃貸借成立当時の原状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件店舗の引渡しをするものとします。

第十条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づき賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第十一条 この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第十二条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 二通を作成し、各自署名押印のうえ、各巻通を所持します。

令和五年五月三十一日

賃貸人 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

賃借人 住所 [redacted]

氏名 杉本孝義

連帯保証人 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

整理番号

		4	5
--	--	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の 番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5年6月30日							
支出額	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 百万 千 </div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">円</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 月額 145000円×9/10×1ヶ月=130.500円)</p>		1	3	0	5	0	0
	1	3	0	5	0	0		
使 途	7月分事務所賃借料							
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>							

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団 印

店舗賃貸借契約書

物件表示

所在地	埼玉県北本市中央1丁目81番地		
物件名称	水書ビル	構造	鉄骨造3階建1階
面積	39.67㎡ (12坪)		
賃料総額	壹ヵ月金 ￥130,000円		
共益費	壹ヵ月金 ￥15,000円		
備考	水道料・電気料を含む		

上記の物件を賃貸人を（甲）として賃借人を（乙）として下記条項により賃貸借契約を締結する。

- 第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は令和5年7月1日より令和8年6月末日まで向こう3年間とする。
但、前記期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。
- 第3条 賃貸料は毎月末日までに、乙は甲または甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。但、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。
- 第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
- 第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の様様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復するものとする。
- 第6条 乙は本物件に於いて事務所業以外を営んではならない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヵ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対しないこと。
2. この際甲は賃借料を期間に応じ精算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賠償金に充当し、剰余のあるときはその金員を乙に返還するものとする。

第8条 下記の場合には、甲は敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即、本物件を明渡しするものとする。明渡しできないときは本物件内の遺留品は放棄されたものとし甲は保証人立会いのうえ随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は異議なきこと。

- (1) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸した場合。乙が他の債務より破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
- (2) 乙が賃料の支払いをヶ月以上怠った場合。本物件が消失又は大破した場合。
- (3) 乙が無断休業1ヶ月以上の場合。

第9条 乙は本物件を善良な管理者の注意をもって管理使用しなければならない。万一乙は賃借物件に損害を与えた場合は賠償しなければならない。

第10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもって道義的に解決するものとする。

第11条 乙の次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明渡さなければならない。

- (1) 本物件内共有部分その他本物件に接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- (2) 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類するものを掲示若しくは搬入したとき。
- (3) 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。

(特約事項)

1. 家賃振込口座



45-4

契約の証として本契約書を2通を作成し、甲乙双方署名捺印のうえ各1通を保管するものとする。

令和5年6月30日

賃貸人(甲)住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]



賃借人(乙)住所

[Redacted]

氏名

新井一徳



本籍地

[Redacted]

勤務先

電話番号

048(594)1600

整理番号 1 9

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	 5 年 6 月 3 0 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		2	5		7	6		0	0
百万	千	円													
	2	5													
	7	6													
	0	0													

使 途	<p>事務所費 <i>賃借料</i></p> <p style="text-align: right;">× =</p>
-----	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
<p>礼金 150,000 * 0.8 = 120,000円</p> <p>敷金 0円</p> <p>家賃7月分 172,000 * 0.8 = 137,600円</p>	

領 収 証

保 谷 武 様

No. *65-22*

★ ￥ *472,000*

内 訳	<i>但 7-10月分家賃1025 礼金等分償と07</i>
現 金	<i>令和5年6月30日 上記正に領収いたしました</i>
小切手	<i>/</i>
手 形	<i>/</i>
消費税額等(%)	

埼玉県知事免許第 *10971* 号

有限会社 赤岩 不動産

埼玉県蕨市中央 *1-25-6*

TEL *0484(21) 9-2-5 62*

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

精 算 書

保谷 武様

物件 蕨市中央3-17-23

ゴールドハイツ蕨 102号

礼金	150,000 円
家賃7月分	172,000 円
管理費	円
火災保険料	円
初回保証料	円
仲介手数料	円
<u>合 計</u>	<u>472,000 円</u>

埼玉県知事(10)第 10971 号

蕨市中央1-25-6

有限会社赤岩不動産

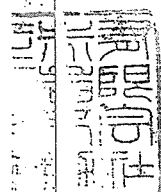
電話 048-431-2325

契 約 書

ゴールドハイツ 102号

令和5年7月 1日から

令和8年6月30日まで



事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主有限会社赤岩不動産 (以下「甲」という。)と借主 保谷 武 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	1階102号室 ゴールドハイツ蕨 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 蕨市中央3丁目17番23号		
		(登記簿) 蕨市中央三丁目4356番5		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(5)階建/全(27)戸		
	種 類	店舗事務所	新築年 月	昭和60年 4月
面 積	50.15㎡			
附 属 施 設	なし			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間1

令和5年 7月 1日 から 令和8年 6月 30日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年 7月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額172,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・ 共益費	なし
家 財 保険料	借主任意契約	敷 金	150,000円
附 属 施設料	なし	礼金	150,000円)
償 却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	[REDACTED]	本 本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[REDACTED]	
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頁書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頁書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 有限会社赤岩不動産
	住所 蕨市中央1-25-6

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL

「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
-------	---

貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頁書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	1,720,000円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頁書(8) 更新に関する事項

更新料1か月分 事務手数料4分の1+消費税

頁書(9) 特約事項

- 1 前借主の現況で引き継いだので、退却時内装はそのままとする。その他の損害を与えた箇所は修復するものとする。
- 2 エアコン、自動ドアは残置物ですので、借主にて修理、交換することとなります。
- 3 飲食店不可 4 看板も取付の際 管理組合の承認が必要です。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 6 月 30 日

甲・貸主	氏名	有限会社赤岩不動産	TEL	048-431-2325
	住所	蕨市中央1-25-6		
乙・借主	氏名	保谷武	TEL	
	住所			
丙・ 連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額	1,720,000円		

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	蕨市中央1-25-6 048-431-2325	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社赤岩不動産	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 赤岩常規	代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事免許(10)第10971号	免許証番号	大臣 知事()第 号
宅地建物取引士	氏名		氏名	
	登録番号	()号	登録番号	()第 号
	業務に従事する 事務所名	有限会社赤岩不動産	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	蕨市中央1-25-6 048-431-2325	事務所所在地 TEL	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができ、この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることできない。

賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、金に補填するものとする。

甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

は、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

保証金

条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。

甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を示しなければならない。

反社会的勢力ではないことの確約

条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者という。)が反社会的勢力ではないこと

反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡又は転貸してはならない。

止又は制限される行為

条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、担保の用に供してはならない。

乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。

前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

騒音等の迷惑行為を行うこと

第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すこと
により、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号掲げる行為を行ってはならない。

階段・廊下等共用部分への物品を置くこと

階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

3の管理義務)

条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場
その事項を遵守しなければならない。

契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良な
管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直
に甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用
乙の負担とする。

乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

4約期間中の修繕)

条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要
する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修
繕については甲が負担するものとする。

前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければなら
ない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議
するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。

前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正
理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する
費用は、第1項に準ずるものとする。

乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う
ことができる。

電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え

その他費用が軽微な修繕

5の解除)

甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行
を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除すること
ができる。

乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき

乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき

乙は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該
義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されず当該義務違反により本
契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙
第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき

第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
その他乙が本契約の各条項に違反したとき

銀行取引の停止

破産手続きの開始

民事再生手続きの開始

会社更生手続きの開始

特別清算手続きの開始

又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずし本契約を解除することができる。

第7条の確約に反する事実が判明したとき

契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げるものを行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

からの解約)

乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

滅失等による賃料の減額等)

本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めにべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。このにおいて、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

の終了)

本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによつて終了する。

E)

乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

時の原状回復)

本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化等により、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

い事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

立入り)

甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

甲が本物件の明渡し後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て本物件内に立ち入ることができる。

甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

の通知義務)

甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

賃料等支払い方法の変更

頭書(6)に記載した管理業者の変更

の通知義務)

乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする

長期に休業するとき

連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更

連帯保証人の死亡又は解散

連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

損害金)

乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合に遅滞損害金を支払うものとする。

債務の担保)

本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする

丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限とする

丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする

甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする借権行使についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続きの開始があったときに限る

丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確認する

乙の財産及び収支の状況

本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

本書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で意図した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

①

地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認める事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

)

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

管轄裁判所)

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

に関する事項及び特約事項)

前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のものとする。

重要事項説明書 [事業用建物貸借]

令和 5 年 6 月 30 日

業

不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容です。十分理解されるようお願いいたします。
 1)には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の口欄に☑印をつけた記載内容が不動産について該当する説明です。☑印のない口欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

A	B
事務所の所在地・TEL 鎌市中央1丁目25番6号 048-431-2325 又は名称 有限会社 赤岩不動産 代表者の氏名 代表取締役 赤岩 常光 印	主たる事務所の所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名 印
許可証番号 埼玉県知事(10)第10971号	免許証番号 () 第 号
年月日 平成 30 年 12 月 25 日	免許年月日 平成 年 月 日
氏名 [Redacted]	氏名 印
登録番号 [Redacted] 号	登録番号 () 第 号
従事する事務所の名称 有限会社 赤岩不動産 事務所所在地 鎌市中央1丁目25番6号 TEL 048-431-2325	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL
宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号	
地方本部の名称及び所在地 ※「公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧」参照	
業務保証金の供託所及び所在地 東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号	

表示

の住所・氏名	住所	巖市中央1丁目25番6号	
	氏名	有限会社 赤岩不動産	431 TEL 2325

表示

称	ゴールドハイツ 巖			1 階 102 号室
地	(住居表示)	巖市中央 3-17-23		
	(登記簿)	巖市中央 三丁目 4356 番 5		
途	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所・ <input type="checkbox"/> 店舗・ <input type="checkbox"/> 店舗事務所・ <input type="checkbox"/> 倉庫・ <input type="checkbox"/> ()			
造	鉄筋コンクリート /		/ 5 階建	
類	<input checked="" type="checkbox"/> マンション・ <input type="checkbox"/> ビル・ <input type="checkbox"/> アパート・ <input type="checkbox"/> 戸建・ <input type="checkbox"/> ()		新築年月	昭和60年4月
積	50.15 m ² (登記簿面積 m ²)	備考		
属設	なし			

象となる建物に直接関係する事項

記録に記録された事項等(令和 5 年 5 月 7 日現在)

詳細は別添の登記事項証明書等参照。

住 所	巖市中央1丁目25番6号		
氏 名	有限会社 赤岩不動産		
有権にかかる 引に関する事項 (<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 差押登記 <input type="checkbox"/> 仮差押 <input type="checkbox"/> 仮処分 <input type="checkbox"/> 所有権移転仮登記 <input type="checkbox"/> ()		
有権以外の 引に関する事項 (<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	<input checked="" type="checkbox"/> 抵当権 <input type="checkbox"/> 根抵当権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> ()		
人と貸主が	<input type="checkbox"/> 同じ・ <input type="checkbox"/> 異なる→理由： <input type="checkbox"/> 転貸借・ <input type="checkbox"/> 相続・ <input type="checkbox"/>		

法令に基づく制限の概要等

法令名	<input type="checkbox"/> 新住宅市街地開発法 32 条 1 項の制限			
	<input type="checkbox"/> 新都市整備基盤整備法 51 条 1 項の制限			
	<input type="checkbox"/> 流通業務市街地の整備に関する法律 38 条 1 項の制限			
<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無				
限の内容				
物の存する	宅地造成等規制法	造成宅地防災区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外 ・ <input type="checkbox"/> 内 → 説明	
	土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外 ・ <input type="checkbox"/> 内 → 説明	
	津波防災地域づくり法	津波災害警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外 ・ <input type="checkbox"/> 内 → 説明 <input type="checkbox"/> 未指定	
	都市計画法・建築基準法	都市計画区域	内	市街化地域
		区域区分	外	
		用途地域	近隣商業地域	
<input type="checkbox"/> 資料参照	都市計画制限	<input checked="" type="checkbox"/> 制限なし <input type="checkbox"/> 制限あり		
考	中央第一地区 地区計画			

事務所、倉庫その他用途によって、別に消防法、風営法その他法令の制限を受けることがあります。その場合、法的な利用計画についてその他の法令の制限の確認が必要になります。

防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面（水害ハザードマップ）における
該建物の所在地

ザードの有無	洪水	<input checked="" type="checkbox"/> 有 図面名称： <input type="checkbox"/> 無 (照会先：)
	雨水出水（内水）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 図面名称： <input type="checkbox"/> 無 (照会先：)
	高潮	<input type="checkbox"/> 有 図面名称： <input checked="" type="checkbox"/> 無 (照会先：)
ザードにおける物の所在地	<input type="checkbox"/> 該当する図面（ハザードマップ）における当該建物の所在地については別添のとおりです。 なお、水害ハザードマップに記載されている内容については今後変更される場合があります。	
考		

勿建築の工事完了時における形状・構造等（未完成物件のとき）

未完成物件に 該当します。（※資料にて完成時の形状を説明します。） 該当しません。

別添1の石綿使用調査結果の記録に関する事項

調査結果の有無	石綿使用調査の内容
	<p>【照会先】※所有者に当該調査の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者、管理組合及び施工会社にも問い合わせしております。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>所有者 <input type="checkbox"/>管理業者（ ）<input type="checkbox"/>管理組合（区分所有建物の場合）<input type="checkbox"/>施工会社（ ）</p> <p>【石綿使用調査結果の内容は以下のとおりです】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿使用調査結果の記録（調査年月日 年 月 日） ・調査の実施機関 _____ ・調査の範囲 _____ ・石綿使用の有無 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 （石綿の使用が有る場合）石綿が使用されている箇所 _____
考	

別添2の耐震診断に関する事項

調査の有無	耐震診断の内容
	<p>【照会先】※所有者に当該耐震診断の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者及び管理組合にも問い合わせしております。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>所有者 <input type="checkbox"/>管理業者（ ）<input type="checkbox"/>管理組合（区分所有建物の場合）</p> <p>【建物の耐震診断の結果について以下の書類を別添します】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>地方税法・租税特別措置法に定める「耐震基準適合証明書」の写し <input type="checkbox"/>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「住宅性能評価書」の写し（含む平成13年国土交通省告示第1346号別表2-1の1-1耐震等級に係る評価を受けたもの） <input type="checkbox"/>指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果の写し
考	

別添2の建築確認通知書（確認済証）又は検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説

明します。別添3の通知書（確認済証）又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。
 別添4の通知書（確認済証）又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。
 別添5の通知書（確認済証）又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。
 別添6の通知書（確認済証）又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。

別添7の状況調査の結果の概要（既存の住宅のとき）

調査の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有（別添「建物状況調査の結果の概要（重要事項説明用）」参照） <input checked="" type="checkbox"/> 無
調査の実施に実施し（合※）	<p>【照会先】</p> <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理業者（ ） <input type="checkbox"/> 管理組合（区分所有建物の場合）
考	

別添7の状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年以内に実施したものが有る場合、説明します。

（）用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

水	下水	下水道 (本水洗)
電	ガス	<input checked="" type="checkbox"/> ガス会社: <u>東京ガス</u> (住所) _____ (電話) <u>048-432-5242</u> / [メーター] _____
電	電気	<input type="checkbox"/> 小売電気事業者: <u>東京電力</u> (住所) _____ (電話) <u>0120-995-441</u> [容量] _____ アンペア / [メーター] _____
水	水	048-432-5329 蔽市 / [メーター] 専用
考		

物の設備の整備の状況 (完成物件のとき)

所		
イ	有 / /	[ユニットバスの場合]
室	無 /	
ャ	無 /	[設置場所]
面	無 /	[ユニットバスの場合]
湯	無 /	[設置場所] / 使用
ン	無 /	
ア	無 /	冷暖房 台 (使用) / 冷房 台 (使用) / 暖房 台 (使用)
明	無 /	
話	可 /	ヶ所
ン	無 /	ヶ所
聴	[TVアンテナ] () /	地上デジタル対応 / [その他の設備]
レ	有 /	1基
車	無 /	空: / 月額 _____ 円 (別途消費税等相当額 _____ 円)
輪	有 /	空: / 月額 _____ 円 (別途消費税等相当額 _____ 円) 高橋肉店申込み
用	無 /	月額 _____ 円 (別途消費税等相当額 _____ 円)
考		

消費税等相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

引条件に関する事項

賃・借賃以外に授受される金銭の額及び授受の目的

4	月額 172,000円 〔別途消費税等相当額 円〕	管理費 (共益費)	月額 0円 〔別途消費税等相当額 円〕	敷金	150,000円 〔賃料 ヵ月分〕
2	0円 〔賃料 ヵ月分〕	家財 保険料	借主任意 円	附属 施設料	なし 月額 0円 〔別途消費税等相当額 円〕 なし
1	円	敷金	150,000円		円

の支払時期 翌月分を毎月末日までに 賃料等の支払方法 持参 振込 口座引落

の解除に関する事項

4を(2)ヵ月以上滞納した場合は、催告のうえ、相当期間経過したのちに契約を解除されること
があります。

2は、貸主に対して少なくとも(3)ヵ月前に申入れを行うことにより、契約を解除することが
できます。

3が、別添契約書(案)第(11)条に該当したとき、契約を解除されることがあります。

※契約の場合の中途解約については後記「6 定期借家契約の場合」のとおりです。

賠償額の予定又は違約金に関する事項

無・固有() 才10条参照

金又は預り金の保全措置の概要

講ずるかどうか 講じません。・講じます。(保全措置を行う機関:)

の種類・期間・更新等に関する事項

類	一般借家契約
間	令和5年7月1日から令和8年6月30日まで (3年6月間)
件の 時期	令和5年7月1日
新	<input checked="" type="checkbox"/> 一般借家契約では更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新 できません)。 <input type="checkbox"/> 定期借家契約は更新のない借家契約で期間の満了により終了します(合意により再契約す ることはできません)。 <input type="checkbox"/>
考	

定期借家契約の場合

貸借契約	事業用
の方式	公正証書に： <input type="checkbox"/> しません・ <input type="checkbox"/> します。→公正証書の費用負担：
の内容	<input type="checkbox"/> 本件建物について借地借家法（以下「法」という。）第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるため、令和 年 月 日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。 <input type="checkbox"/> 本契約は、期間1年以上であるため、貸主から期間満了の1年から6ヵ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から同通知があった日から6ヵ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同一条件で賃借することができます。 [中途解約権について] <input type="checkbox"/> 中途解約権の内容については、契約書（案）第 条のとおりです。

用途その他の利用の制限に関する事項

制限	店舗（物販）専用（ ） 事務所（ ）
の制限	<input checked="" type="checkbox"/> 禁止又は制限される行為については、別添契約書（案）第 8 条のとおりです。 <input type="checkbox"/> その他規約等の定め（ ） <input type="checkbox"/>

金・保証金等の清算に関する事項

第6条(A) 参照

管理の委託先

対象物件が区分物の場合、その一棟の管理の	氏名(商号又は名称)	
	住所(主たる事務所の所在地)	TEL
が取引対象部 理を委託して 合、その委託	「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣（ ）第 号
	氏名(商号又は名称)	
	住所(主たる事務所の所在地)	TEL
	管理担当者	氏名 賃貸不動産経営管理士登録番号() ※(一社)賃貸不動産経営管理士協議会の認定資格である賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
	「賃貸住宅管理業者登録規程」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣（ ）第 号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員の場合はその会員番号	()

敷地が借地の場合（該当する・しない）

期限	令和	年	月	日迄	内容	賃貸借契約書参照

Ⅲ その他の事項

1 添付書類

<input checked="" type="checkbox"/> 1. 賃貸借契約書 (案)	<input type="checkbox"/> 6.
<input checked="" type="checkbox"/> 2. ハザードマップ	<input type="checkbox"/> 7.
<input checked="" type="checkbox"/> 3. 中興第一地区 地区計画の概要	<input type="checkbox"/> 8.
<input type="checkbox"/> 4.	<input type="checkbox"/> 9.
<input type="checkbox"/> 5.	<input type="checkbox"/> 10.

2 その他

<p>1. 前借主の現況で引き継いだので 過去時内装は、そのままとする。その他の損害を与えた箇所は 修復するものとする。</p> <p>2. エアコン、自動ドアは 残置物であるので 借主にて 修理 交換することとなります。</p> <p>3. 飲食店は不可です。</p> <p>4. 看板取付の際、管理組合の承認が必要です。</p>
--

頭書宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

令和 年 月 日

借主 (住所)

(氏名)

印

整理番号 - 1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="6"/> 月 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="0"/> 日
支出額	<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">百万 千</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> <input type="text" value=""/><input type="text" value="1"/><input type="text" value="6"/><input type="text" value="1"/><input type="text" value="4"/><input type="text" value="6"/><input type="text" value="6"/> </div> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">円</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(按分した場合の積算方法 $179407 \times 0.9 = 161466$)</p>
使 途	事務所 駐車場 他 7月分
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

<p>上記のとおり支出しました。</p>	
<p style="text-align: center;">支出者名</p>	<p style="text-align: center;">埼玉県議会自由民主党議員団</p>



事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	松本ビル		2階	201号室
	所 在 地	(住居表示) さいたま市南区別所3-3-5			
		(登記簿)			
	構 造	鉄筋コンクリート造・陸屋根・地下1階付3階建			
	種 類	工場・事務所・共同住宅	新築年 月	昭和56年2月	
面 積	2階の一部 約50.89㎡				
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年6月1日 から 令和8年5月31日まで (3年間)

目的物件の引渡し時期

令和5年6月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額152,777円 (消費税10% 13,888円含む)	管理・ 共益費	月額7,130円 (消費税648円)
家財 保険料	円	敷 金	458,331円 (賃料 3ヵ月分)
上下 水道代	月額3,000円 (消費税10% 272円含む)	札 金	(賃料1ヵ月分) 152,777円 (消費税10% 13,888円含む)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	XXXXXXXXXX	

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市南区別所3-3-5		
	名称	松本駐車場	指定場所	[]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式		登録番号	
---------	--	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間		
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日		

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額16,500円(消費税10% 1,500円含む)		
敷金	金 円		
支払期限: 毎月末日までに 翌月分 を支払う			
賃料等の支払方法	☑振込	[]	

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[]
	住所	[]

管理業者	商号又は名称	[]
所在地	[]	TEL []
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載